

用語の定義

介護保険施設

(1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(3) 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(4) 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

居宅サービス

「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいう。

介護予防サービス

「介護予防サービス」とは、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売をいう。

地域密着型サービス

「地域密着型サービス」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）及び地域密着型介護老人福祉施設をいう。

地域密着型介護予防サービス

「地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。

居宅サービス・介護予防サービス

(1) 訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

(3) 訪問看護（ステーション）、介護予防訪問看護（ステーション）

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(4) 通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

(6) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

(8) 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(9) 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

(10) 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(3) 地域密着型通所介護

小規模の老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(4) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通い、又は短期間宿泊し、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(6) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(8) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス

(9) 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、

介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うもの

居宅介護支援事業所

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うもの

訪問介護の提供内容

(1) 清拭

身体をタオルで拭くこと

(2) 身体整容

手足の爪切り、耳そうじ、ひげの手入れ、髪の手入れ、簡単な化粧等

(3) 自立支援のための見守りの援助

利用者と一緒に手助けしながら行う調理、入浴、更衣等の見守り、ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ等、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介護できる状態で行う見守り等

在所者

平成30年9月30日24時現在に介護保険施設に在所の者

利用者

平成30年9月中に居宅サービス事業所等を利用した者

但し、以下の事業所の利用者は平成30年9月30日24時現在の者である。

- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

開設・経営主体

広域連合・一部事務組合

地方自治法第284条の規定により総務大臣（自治大臣）または都道府県知事の許可を受けて設立した広域連合、都道府県一部事務組合、市区町村一部事務組合

独立行政法人

独立行政法人通則法（平成11年法律103号）の規定及び個別法の定めるところにより設立された法人

社会福祉法人

社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人（地方公共団体が設立した社会福祉事業団を含む）

医療法人

医療法第39条の規定に基づく医療法人

社団・財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に基づく認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に基づき設立等された一般社団法人及び一般財団法人

日本赤十字社・社会保険関係団体

日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設においては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」として表章した。（老人福祉法附則第6条の2の規定により、特別養護老人ホームについては、厚生（医療）農業協同組合連合会は社会福祉法人とみなされるため。）

協同組合

農業共同組合法の規定に基づく農業協同組合及び農業共同組合連合会並びに消費生活協同組合法の規定に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ただし、訪問看護ステーションにおいては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「日本赤十字社・社会保険関係団体」として表章した。

営利法人（会社）

会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社、合同会社（会社法改正前の有限会社含む）

特定非営利活動法人（NPO）

特定非営利活動促進法第2条の規定に基づく特定非営利活動法人

要介護者

1. 要介護状態にある65歳以上の者
2. 要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであるもの

要介護状態

身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）のいずれかに該当するもの

要支援者

1. 要支援状態にある65歳以上の者
2. 要支援状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであるもの

要支援状態

身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上的の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）のいずれかに該当するもの

介護支援専門員

要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者として介護支援専門員証の交付を受けたもの

要介護度

「要介護度認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（平成11年4月30日厚生省令第58号）による。

要介護度は「要介護認定等基準時間」を用いて判定される。

要介護度認定等基準時間の分類

- ・直接生活介助 — 入浴、排せつ、食事等の介護
- ・間接生活介助 — 洗濯、掃除等の家事援助等
- ・問題行動関連介助 — 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- ・機能訓練関連行為 — 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- ・医療関連行為 — 輸液の管理、褥そうの処置等の診療の補助等

(1) 要支援 1

上記 5 分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態

(2) 要支援 2

要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、上記 5 分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

(3) 要介護 1

上記 5 分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

(4) 要介護 2

上記 5 分野の要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当する状態

(5) 要介護 3

上記 5 分野の要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当する状態

(6) 要介護 4

上記 5 分野の要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当する状態

(7) 要介護 5

上記 5 分野の要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当する状態

ユニットケアの介護報酬上の届出種別

ユニットケア

少数の居室とそれに近接した共同生活室（入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所）により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの

ユニット型

全室個室・ユニットケアを原則とし、全ての居室について介護報酬上の施設等の区分を「ユニット型」として届け出た施設又は事業所

従 事 者

有給・無給にかかわらず、平成30年10月1日現在に在籍する者

(1) 常勤者

施設・事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者をいい、「専従」は専らその職務に従事する者、「兼務」は施設・事業所内の複数の職務に従事する者

(2) 非常勤者

常勤者以外の従事者（他の施設、事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等）

常勤換算従事者数

兼務している常勤者（当該施設（事業所）において定められている勤務時間数のすべてを勤務している者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務延時間数（残業を除く）を当該施設（事業所）の常勤の従事者が勤務すべき1週間の勤務時間数（32時間を下回る場合は32時間）で除し、小数点以下第2位を四捨五入した数と常勤の専従職員数の合計

【兼務している常勤者、非常勤者の常勤換算の計算式】

$$\frac{\text{職員の1週間の勤務延時間数}}{\text{施設・事業所が定めている1週間の勤務時間数}}$$

令和 年 月 日 印刷

令和 年 月 日 発行

平成 30 年

介護サービス施設・事業所調査

編集 厚生労働省政策統括官

発行 (統計・情報政策、政策評価担当)

印刷